



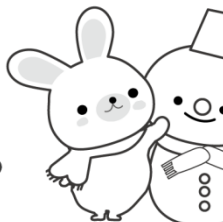
令和8年度 仙台市若林区

まちづくり活動助成事業

募 集 要 項

上限
50万円

区民の皆さんが自主的・自発的に取り組む
まちづくり活動に、助成金を交付します。



助成の対象となる活動について
詳細は中面をご確認ください。

応募するためには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- 若林区内に活動拠点を有する市民団体であること
- 団体の構成員のおおむね半数以上が若林区内に住所があるか通勤・通学をしていること
- 政治、宗教または営利を目的とする団体でないこと
- 法人の市民税および事業所税に関する申告を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと

受付期間

令和8年1月 9 日(金)から

令和8年2月 13 日(金)まで

午前8時30分～午後5時〈土曜・日曜・祝日を除く〉

提出書類

① 申込書(様式 1) ② 事業計画書(様式 2) ③ 収支予算書(様式 3)

④ 会員名簿 ⑤ 役員名簿 ⑥ 団体規約・会則など、団体に関する資料

※ 提出書類の作成についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください

※ 提出書類の①②③は、若林区のホームページからダウンロードすることができます

⇒ <http://www.city.sendai.jp/wakabayashi/> からたどれます。

※ 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください

受付窓口

若林区まちづくり推進課地域活動係(若林区役所 4 階)

〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁 3-1

TEL : 022-282-1111 (内線 6137)

※ 事前にお問い合わせのうえ、窓口までお持ちください

助成の対象となる活動（助成対象事業）

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施する活動で、次のいずれかに該当すること。

- 地域の課題の解決を図るもの
- 地域の自治力の向上を図るもの
- 地域や区の特色をいかし、その魅力を高めるもの
- その他、助成することが適当と認められるもの

次のいずれかに該当する場合は、助成の対象になりません。

- × 仙台市の他の助成制度や仙台市の関係団体が行う助成制度の補助を受けているもの
- × 町内会などが行うお祭りや運動会等、新規性のないもの
- × 特定の政治活動や宗教活動または営利を目的としたもの
- × 事業費をこの助成金のみで賄おうとするもの

※ この制度は事業費の一部を助成するものなので、自己資金が必要です。

- × すでに3回、この助成金を受けたことのあるもの
- × その他、助成対象事業とすることが適当でないと認められるもの

助成の金額

事業の実施に要する経費の一部として、1件につき50万円を限度に助成金を交付します。金額は、事業内容の評価によって、申込金額から減額される場合があります。

次の経費については助成の対象になりません。

- × 事務所等の維持経費……………事務所等の賃借料、コピー機リース料、電話代、光熱水費など
- × 視察・研修等への参加に要する経費……………旅費、土産代、参加者負担金、受講料など
- × 団体の構成員に対する人件費・謝礼……………団体のメンバーに対する賃金や謝礼など
- × 団体の構成員による会合の飲食費……………団体内部の会議などの昼食代、弁当代、茶菓代など
- × 備品の購入費……………机・椅子・電話・パソコンなど事務所用の備品
- × 購入価格が2万円以上の物品
- × その他、助成対象とすることが適当でないと判断される経費

選考方法

提出書類と事業計画説明会でのプレゼンテーションをもとに、仙台市若林区区民協働まちづくり事業評価委員会が評価をし、評価に基づき仙台市が助成対象事業と助成金額を決定します。

事前ガイダンス（まちづくり活動助成事業の意義とポイント）

申請を検討されている団体向けに、募集概要や申請書類の書き方の説明、まちづくり活動助成事業の意義やまちづくりの事例について講演を行います。

- 日 時 **令和8年1月19日（月）** 18:30～20:00（予定）
- 会 場 若林区役所4階 第2・第3会議室
- 内 容 ①募集概要について ②伝わる申請書類の書き方とは
③事例から見るまちづくり活動助成事業の意義とポイント
- 申込方法 令和8年1月15日（木）までに、若林区役所まちづくり推進課地域活動係
あて、お電話（022-282-1111）またはメール（wak014020@city.sendai.jp）
にてご連絡ください。

※ 参加は任意です。お気軽にご参加ください。

事業計画説明会（プレゼンテーション）

応募団体には、事業計画説明会において企画内容を説明していただくとともに、仙台市若林区区民協働まちづくり事業評価委員会のヒアリングを受けていただきます。

- 日時 **令和8年3月7日(土)** 9:00～12:00（予定）
- 会場 若林区役所 4階 第2・第3会議室

※ **必ずご出席ください**。詳細については、受付期間終了後、別途郵送にてお知らせします。

助成金の交付申請

令和8年度予算成立を前提に、3月中に助成対象事業を決定し、令和8年4月1日に令和8年度予算が発効したのち、速やかに、予算の範囲内において、助成金交付手続きを行うものとします。なお、手続きの流れについては下の図をご参照ください。

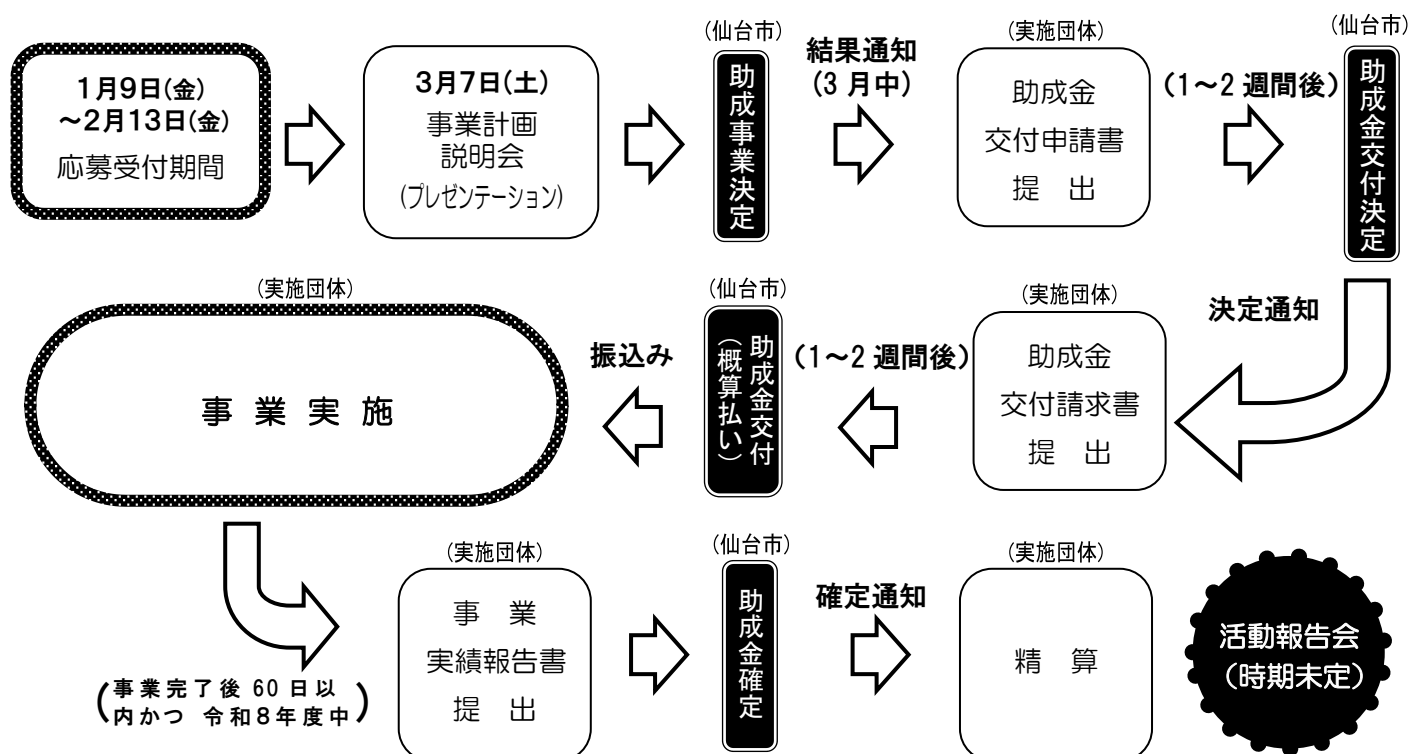
活動報告

助成の対象となった事業の実施団体は、事業が完了した日から60日以内または令和9年3月31日までのいずれか早い日までに、事業報告書を提出してください。また、令和8年度末に開催予定の活動報告会（令和9年2月頃）で実施報告をしていただきます。

その他

- 助成の対象となった事業でポスターやチラシ・パンフレット等を作成する場合は、印刷物に「令和8年度若林区まちづくり活動助成事業」と表示してください。
- 事業の内容を変更または廃止しようとするときは、事前にその旨を届け出て、市の承認を受ける必要があります。
- 助成金は概算払いで交付されますので、事業完了後、報告書等をもとに金額を確定・精算することになります。報告内容によっては助成金をお戻しいただく場合があります。

応募から決定、報告までの流れ



— 仙台市若林区まちづくり活動助成事業評価基準 —

- 1 企画趣旨 公益性があり、まちづくりにおける効果が高いこと
- 2 新鮮さ 創意工夫があり、あたらしい視点からのまちづくりへの提案がみられること
- 3 地域性 地域資源を生かそうとするもの、または地域の課題を解決しようとするものであること
- 4 実現可能性 企画内容および実施体制が十分に検討され、実現の可能性が高いこと
- 5 自発性と熱意 団体が自発的に活動し、熱意が感じられること
- 6 助成の効果 この助成を行うことにより、活動を発展させるための大きな効果が期待されること
- 7 継続性 一過性ではなく、持続的な発展と定着の可能性が高いこと
- 8 活動実績 (過去にこの助成を受けたことがある場合)
助成を受けて行った活動の実績を踏まえ、継続して助成を行う必要があること



令和7年度まちづくり活動助成事業の報告会を行います

日時 令和8年2月3日(火) 午後6時00分～午後8時00分(予定)

会場 若林区役所4階 第2・第3会議室

《申込不要。直接会場へお越しください》



令和7年度助成対象事業

AWESOMEPORT プロジェクト オーサム・カフェ	地域活動として若者が健全な時間を過ごす機会／場を提供する。さらに、「集まりやすさ」「開かれた場所」「気軽に立ち寄れる」などのカフェの強みをこれまでの活動から継承し、最大限に生かすことで、一過性のイベントにとどまらない循環型(若者たちとの関りが多世代交流や、地域課題にも届く)のつながりを、より自然な形で築いていく機会を提供する。
TGU 情報リテラシー教室	仙台市内の小学生(4～6年生)とその保護者を対象に、東北学院大学情報学部が企画・運営する情報リテラシー教室を開催する。教室は、対面講座とオンデマンドコンテンツの2つで構成され、子どもたちがICTを安全かつ適切に活用する力を身につけることを目的とする。対面講座は、毎回異なるテーマに基づき、ICTの基礎から応用までを学ぶ60分間のワークショップ形式で行い、オンデマンドコンテンツでは、YouTubeを活用し、スマートフォンの利用やインターネットのリスクといったテーマを取り上げ対面講座の補助教材としても活用する。
地域の児童を対象にした子ども食堂 調査・献立開発	スポーツや栄養を通して人々の健康に貢献することを目的に設立したアスリートアトラスでは、これまでの地域住民を対象に開催してきた栄養指導教室の経験をもとに、2024年7月アトラスカフェを開業した。これまでの経験をもとに、アトラスカフェを拠点とし、若林区の次世代を担う子どもたちの栄養知識の向上と食と健康への意識を高め、地域の健康課題の改善に寄与するため、区内在住の小学生を対象に子どもの食事調査を実施、若林区子どもメニューのレシピ開発及び提供を実施する。



申し込みを行うにあたってのポイントなどについて相談できます！

【仙台市市民活動サポートセンター】

仙台市青葉区一番町四丁目1-3

TEL 022-212-3010 FAX 022-268-4042

開館時間 9:00～22:00(月～土)、9:00～18:00(日・祝)

休館日 毎月第2・第4水曜日・年末年始

